

広島県告示第八百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和八年八月二十七日

広島県知事 横 田 美 香

一 解除に係る保安林の所在場所

神石郡神石高原町上豊松字江栗谷向山五五八七の三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

指定理由の消滅